

令和 7 年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 1 時 30 分～
- 2 場所 第 2 ソフィアプラザビル 4 階会議室
（大分市東春日町 17 番 20 号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：井田委員、加藤委員、田中委員、二村委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員
使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員、宮脇委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：秋山局長、池辺労働基準部長、竹内賃金室長
徳部地方賃金指導官
- 5 議題
 - （ 1 ）大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
 - （ 2 ）大分県最低賃金の改正諮問について
 - （ 3 ）大分地方最低賃金審議会の審議日程について
 - （ 4 ）大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について
大分地方最低賃金審議会運営規程について
大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について
大分地方最低賃金審議会公開要綱について
大分地方最低賃金審議会確認について
 - （ 5 ）最低賃金に関する基礎調査について
 - （ 6 ）中央最低賃金審議会の開催状況について
 - （ 7 ）その他
- 6 議事録

賃金室長

それでは、大分地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。

最初に定足数の確認です。

審議会を開催するためには、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会委員の3分の2以上又は、各委員の3分の1以上の出席が必要と規定されています。

本日は、全委員のご出席をいただいております。

このため、本審議会には15名が出席されており、審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。

本日は、令和7年度の大分地方最低賃金審議会として初めての開催となりますので、会長及び会長代理が選任されるまで事務局で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本審議会は公開となります。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承お願い申し上げます。

それでは、着座で進めさせていただきます。

初めに、事務局を務めます大分労働局の職員を紹介させていただきます。

大分労働局長の秋山でございます。

労働局長

大分労働局長の秋山でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長

続きまして、労働基準部長の池辺でございます。

労働基準部長

労働基準部長の池辺でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長

続きまして、地方賃金指導官の徳部でございます。

賃金指導官

地方賃金指導官の徳部でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長

最後に私、賃金室長の竹内でございます。

審議会が円滑に運営されますように、務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、まず委員の任命についてご説明いたします。

最低賃金法第23条第2項では、委員の任期は2年間とされています。皆様には、第58期の委員にご就任いただき、任期は、令和9年3月31日までとなっております。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の関係で労使委員の皆様には机上に配付させていただいておりますので、ご了承の上、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、資料№1により、委員の皆様方をご紹介させていただきます。

私が、名前をお呼びしますのでその場にご起立をお願いいたします。まず、公益代表委員からご紹介させていただきます。

井田 委員でございます。

加藤 委員でございます。

田中 委員でございます。

二村 委員でございます。

松隈 委員でございます。

次に労働者代表委員を紹介させていただきます。

阿部 委員でございます。

二宮 委員でございます。

原口 委員でございます。

藤本 委員でございます。

山田 委員でございます。

次に使用者代表委員を紹介させていただきます。

大塚 委員でございます。

高橋 委員でございます。

藤野 委員でございます。

宮脇 委員でございます。

渡辺 委員でございます。

それでは、議題１の「会長・会長代理の選出について」に入らせていただきます。

会長、会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と定められており、また、同条第4項では「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と定められておりますので、公益委員の中からご選出をお願いしたいと思います。

この件につきましては、事前に公益委員の皆様方に協議していただいておりますので、田中委員からご報告をお願いいたします。

田中委員

本件については、事前に公益委員で調整を行った結果、井田委員に会長を、松隈委員に会長代理をお願いしたいとの結論となりました。

賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、田中委員から会長を井田委員に、会長代理を松隈委員をお願いしたいとの御報告がございましたが、如何でしょうか。

【異議なし】

賃金室長

ありがとうございます。

それでは、井田委員に会長を、松隈委員に会長代理をお願いいたします。

それでは、井田会長に、御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。只今、会長を仰せつかりました。最低賃金への注目度が増して議論もなかなか難しいところではございますが、可能な限り全会一致を目指して円滑な議事進行を進めていきたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

それでは、議題２の「大分県最低賃金の改正諮問について」に入ります。

本日、令和７年度の大分県最低賃金の改正に関し、大分労働局長から諮問があると聞いております。

本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

大分県最低賃金の改正につきましては、例年、大分労働局長から最低賃金法第 10 条に基づく諮問をさせていただいております。

本年度につきましても、本日、局長から諮問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

井田会長、秋山労働局長におかれましては、中央にお進みください。それでは労働局長から改正諮問文をお渡し願います。

【局長から会長に、諮問文を手交】

会 長

ただ今、大分労働局長から本年度の大分県最低賃金改正についての諮問を受けました。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金指導官

【諮問文（写）の読み上げ】

会 長

局長から今年度の大分県最低賃金額改正の審議にあたり、御挨拶があると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

労働局長

本日はご多忙の中、委員の皆様方におかれましては、本審議会にご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、労働行政の推進にご協力を賜っておりますことに重ねて感謝申し上げます。

現行の大分県最低賃金は、昨年 10 月 5 日に改正・発効し、約 9 か月経過したところですが、本年度においても県内における一般労働者の賃金水準の改定状況、生計費の状況、経営の状況、雇用情勢の推移などを総合的に勘案し、改正決定の必要があるとの判断に至り、ただいま、令和 7 年度大分県最低賃金の改正について調査審議の諮問をさせていただきました。

当局での諮問に先立ち 7 月 11 日には、福岡厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に対して、令和 7 年度地域別最低賃金改定の目安について調査審議の諮問が行われたところです。

これから大分地方最低賃金審議会の委員の皆様方には、今後、中央最低賃金審議会から示されます目安を参考としつつ、県内における経済・雇用の実態や賃金の動向、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力などを考慮いただきながら、今年の大分県最低賃金の改正について調査審議をお願いすることとなります。

調査審議が終決し、答申をいただくまで、委員の皆様には大変ご苦勞をお掛けすることとなりますが、事務局としましても、充実した審議を尽くしていただきますよう、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、カメラ撮影はここまでとなりますので報道関係者の方は撮影を終了してください。

次に、議題 3「大分地方最低賃金審議会の審議日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和 7 年度の審議会の運営に関しまして、審議日程について説明いたします。

審議会については、関係法令のほか後ほどご説明します各運営規程に基づいて運営するものでございます。

令和 7 年度の審議日程ですが、例年どおり、中央最低賃金審議会の目安提示を受け、当審議会において調査審議を行い、答申をいただくというスケジュールで進めていく予定としております。

資料№ 2 をご覧ください。

この日程表の見方ですが、本審、運営小委員会、地域最賃専門部会、特定最賃専門部会と会議の種類に分けて日程を記載しております。

それぞれの会議にご出席いただく専門部会及び運営小委員会の委員の選任についてご説明いたします。

専門部会委員も運営小委員会委員も、公労使各 3 名ずつの構成でございます。

専門部会委員の労使代表委員については推薦公示を行って事務局にて任命させていただきます。

運営小委員会の労使代表委員については、8 月 1 日の特定最賃諮問の際に確認させていただくこととなります。

また、資料№ 3 は審議日程を時系列にしたものでございます。

資料№ 4 は地方最低賃金審議会の諮問から改正決定までの流れをお示ししております。

それでは資料№ 2、№ 3 により、今後の予定を説明させていただきます。

7 月の下旬以降に中央最低賃金審議会の目安が示される予定ですので、目安の伝達を 8 月 1 日(金)の本審で行います。

目安伝達を受けまして、8 月 1 日(金)の本審終了後に第 1 回目、8 月 5 日(火)に第 2 回目として地域最賃専門部会で金額審議を行っていただく予定としています。審議の状況により、予備日として 8 月 7 日(木)、8 月 8 日(金)答申となった場合の法定の発効日をお示ししております。

後ほどの資料 5 のところでご説明いたしますが、今年度は自動的に 10 月 1 日発効になる答申日は 8 月 5 日(火)でございます。

開催日程の全ては現時点では確定できませんのでご迷惑をおかけしますが、予定が流動することも含めて可能な限りお時間の確保をお願いいたします。

また、地域別最賃の改正答申について異議の申し出があれば、異議審議を開催いたします。

異議審議の開催日につきましては、答申日以後、15日の公示期間を経た翌日となっておりますので、8月5日答申の場合8月21日(木)、8月7日答申の場合は8月25日(月)、8月8日答申の場合は8月26日(火)となります。

資料№3は審議会の各会議を日付順に記載したのですが、特に、青とグレーで、先程説明しました、地域最賃の答申日と効力発効日、異議審議の開催日がわかるように記載しております。

続きまして、特定最賃についての審議予定でございます。特定最賃につきましては、8月1日(金)の本審で、特定最賃の改正の必要性の有無について労働局長から審議会に諮問を行わせていただきます。

諮問によりまして、8月20日(水)の運営小委員会において特定最賃改正の必要性の有無の審議をしていただきます。その後、8月21日から26日の間で予定しております本審で、地域別最賃の異議の申し出にかかる審議に加えて運営小委員会の検討結果についてご報告いただき、審議会から特定最賃改正の必要性の有無について答申をいただきます。そして、同日、労働局長から審議会に特定最賃の金額改正について諮問を行います。

諮問ののち、9月18日(木)に各特定最賃専門部会全委員にご参集いただき合同部会を開催し、部会長等の選出を行うとともに、その後の金額審議の日程調整を行います。

その後、9月19日から10月21日までの約1か月間に、各特定最賃専門部会におきまして、2回を目途に順次金額審議を行っていただきます。その後、10月22日(水)の本審で各特定最賃専門部会について検討結果の報告をいただき、審議会からその後特定最賃の改正についての答申をいただくという日程です。

最後に、令和8年3月5日(木)に、特定最賃意向表明と令和8年度の審議日程の審議を予定しています。

資料№5をご覧ください。

資料№5は地域別最賃、10ページは特定最賃の答申から発効までの効力発生一覧を示したものです。

答申から、各種の手続きを経て最短での発効日（法定発効）を記載しております。このため、法定発効以後の日であれば審議会で発効日を決める指定発効を特定することも可能となります。

表の見方ですが、9 ページの左端の答申の上から 5 行目をご覧ください。8 月 5 日の答申となっておりますが、その列を右側にたどっていただきますと、官報公示等各種手続きの後、10 月 1 日が法定発効日となります。10 月 1 日発効を目指す場合は、8 月 5 日に答申していただく必要がございます。

10 ページをご覧ください。特定最賃は大分では平成 13 年度より 12 月 25 日を指定発効日とし、統一発効を行っております。

表を同様に見ていただきますと、12 月 25 日発効を目指す場合は、10 月 24 日以前に答申をしていただく必要がございます。

特定最賃についても審議状況によって日程が変わることがありますので、委員の皆様には日程確保で大変ご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

最低賃金法第 25 条第 5 項では「最低賃金審議会は、改正等について調査審議を行う場合において、意見聴取の公示手続きにより、関係労働者又は関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、また、同条第 6 項では「最低賃金審議会は、前項（第 5 項）の規定によるほか、審議に際し必要と認められる場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする」とされております。

そのため、令和 5 年度のご審議により、この規定に沿っての運用することとし、また審議会の透明性と広く意見を求める観点から、関係労働者又は関係使用者から意見が提出された場合で、当該提出者から専門部会において意見を述べたい意向が示された場合には、参考人として意見聴取を行うこととしております。

本日の諮問により、速やかに意見聴取に関する公示手続きを行ったのち、意見書を提出した者のうちから参考人として会議に出席し意見を述べたい意向がありました場合は、出席の諾否について公益委員等にお諮りし意見聴取を実施する予定としております。

以上でございます。

会 長

これまでの日程調整等の説明について、御意見、御質問をお伺いします。

【意見等なし】

それでは、事務局案のとりの審議日程とします。

続いて、議題４「大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは続きまして、審議会の各種運営規程等の説明をさせていただきます。

資料6-1をご覧ください。

審議会の運営に関する各規程でございます。これらの規程につきましては、本審議会及び専門部会において協議の上、ご確認いただくことになります。

資料6-1は「大分地方最低賃金審議会運営規程」

資料6-2は「大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程」

資料6-3は「大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程」でございます。

これら規程について今般の変更はございませんが、改めて概略をご説明させていただきます。

まず、資料6-1の「大分地方最低賃金審議会運営規程」についてでございます。

第１条 規程の目的

第２条 会議の招集

第３条 小委員会等の設置について

- 第4条 委員の欠席について
- 第5条 会議における発言
- 第6条 会議の公開について
- 第7条 議事録、議事要旨について
- 第8条 意見、建議の提出について

といった構成になっております。細かい規程はご一読いただければと存じます。

資料6-2「大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程」、資料6-3「大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程」についてもほぼ同様の規定があり、昨年度から変更はございません。

資料6-2の運営小委員会規程の第2条により、公労使各3名の委員で組織することが規定されております。

資料6-3「大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会運営規程」の第3条においては、実地視察と参考人意見聴取について定めております。

以上でございます。

会 長

資料6-1から資料6-3の説明について御意見、御質問はありませんか。

【意見等なし】

それでは、本審議会、運営小委員会、専門部会は、引き続きこれらの運営規程に基づき運営することとしてよろしいですか。

【異議なし】

それでは、本審議会、運営小委員会、専門部会は、これらの運営規程に基づき運営することとします。

事務局は、続きの説明をお願いします。

賃金室長

事務局からは、資料6-4「大分地方最低賃金審議会公開要綱」の説明をさせていただきます。

会議の公開につきましては、本審と専門部会の運営規定の第6条、運営小員会規程第9条に、会議公開の原則と一定の場合は、会長、部会長が非公開とすることができる旨規定がされております。

そのため、審議会が公開に関する管理を行えるよう公開要綱を定めているものです。

具体的には、

第1条で本審、専門部会、運営小委員会で適用があること。

第2条で公開、非公開の決定は各会議にて行われること。

第3条で、公開の公示方法について

第4条、5条で傍聴に当たっての具体的な手続き。

第6条で遵守事項の作成。

第7条で撮影等の制限

を定めております。

以上でございます。

会 長

資料6-4の説明について御意見、御質問はありませんか。

【意見等なし】

それでは、資料6-4の公開要綱に基づき議事運営することとしてよろしいですか。

【異議なし】

会 長

それでは、この公開要綱に基づき運営することとします。

公開についての説明がありましたら事務局からお願いします。

賃金室長

今年度の会議の公開について確認をさせていただきたいと思います。

会議は原則として公開、ただし公開することにより個人情報保護に支障を及ぼす場合、個人、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開とすることができるということを基本に運営してきました。

昨年度は、公開・非公開の区別としては、公労使３者協議の部分は公開し、公益と労側または公益と使側など２者協議の部分は非公開とする取り扱いとなりました。公開した会議の３者協議部分については議事録も労働局ＨＰ上に公開しております。

なお、運営小委員会、特定最低賃金専門部会の金額審議の回について、昨年度までは議事要旨を労働局ＨＰ上に公開しておりました。

しかしながら、審議は原則として公開するという考え方に基づき、今年度からは運営小委員会、特定最低賃金専門部会についても地域最低賃金と同様に３者協議部分等については議事録を公開するという取り扱いでいかがでしょうか。

会 長

各会議の公開について、御意見、御質問はありませんか。

【意見等なし】

それでは、事務局説明のと通りの取り扱いとしてよろしいですか。

【異議なし】

会 長

それでは、ただいま承認をいただきましたので、今年度の各会議の公開の取り扱いについては事務局説明のとりの取り扱いとします。

続けての説明がありましたら事務局からお願いします。

賃金室長

続きまして、資料 6-5「大分地方最低賃金審議会確認（案）」の説明をさせていただきます。

この内容につきましては毎年、地方最低賃金審議会の設置により、改めて委員の皆様にご確認させていただくもので、今年度の内容変更はございません。

確認事項 1 につきましては、専門部会が全会一致で決議した場合にのみ、それを審議会の決議とみなすという取扱いの確認です。

最低賃金決定要覧の 154 ページをご覧ください。根拠となる最低賃金審議会令の条文がございます。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。」と規定されております。本来は、専門部会での決議状況の報告を受けた本審にて改めて決議を行うのが基本ですが、大分地方最低賃金審議会では、この審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会で全会一致した場合に限りこの条文を適用することとしています。

確認事項 2 につきましては、審議会の議決は審議会令第 5 条第 3 項（過半数により決す）によるが、全会一致に向けて努力することについての確認です。

確認事項 3 については、審議は原則として午後 5 時までとするという取扱いの確認です。

確認事項 4 については、「平成 14 年 12 月 6 日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」についての確認であり、特定最低賃金の必要性の有無の審議は運営小委員会の場で行うこと、審議に際しては、関係労使がイニシアティブを発揮し、全会一致の議決に至るよう努力することなどを含めての確認です。

例年、意向表明の後、改正申し出のあった特定最低賃金の改正の必要性の有無については、運営小委員会でご検討いただいているところです。

確認事項５については、本年度の特定最低賃金の発効日については、平成13年から12月25日を目途にすることについての確認です。

これまでの、現行６つの特定最低賃金の発効日を統一するという考え方に立つもので発効日を12月25日とすることの確認です。以上でございます。

会 長

資料6-5「大分地方最低賃金審議会確認」の説明について御意見、御質問はございませんか。

【意見等なし】

この審議会確認に基づき運営することとしてよろしいですか。

【異議なし】

それでは、この審議会確認に基づき運営することとします。
審議会確認が承認されましたので、「案」を取って成案とします。

会 長

それでは、次に、議題５の「中央最低賃金審議会の開催状況について」に入ります。

事務局は、本議題について説明をお願いします。

賃金室長

本年7月11日に開催されました中央最低賃金審議会及び第1回目安小委員会について説明をさせていただきます。

中央最低賃金審議会においては、福岡厚生労働大臣から地域別最低賃金目安額にかかる諮問が行われ、続いて目安に関する小委員会第1回目

が開催されました。先ほどお配りしました諮問文は中央最低賃金審議会の諮問文をふまえたものです。

資料 7 をご覧ください。

先ほどお配りしました諮問文の中に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針 2025」とありましたが、まず「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」の抜粋を資料 7 とし、次に「経済財政運営と改革の基本方針 2025」の抜粋を資料 8 として添付しております。この 2 つは中央最低賃金審議会で資料として使用されたものです。

資料 7 のグランドデザインの方の最低賃金に関する内容としては、30 ページの「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進」の最後の段落で「最低賃金については、2020 年代に全国平均 1500 円という目標に向け努力を継続する」ということが記載されております。

また、52 ページの「5 . 最低賃金の引上げ」に項がありまして、同様の目標、中央最低賃金審議会の審議内容、地方最低賃金審議会での審議について記載されております。

資料 8 の「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、57 ページの第 2 章 1 (1) 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行」の最後の方、58 ページの (2) の前の段落にてグランドデザインと同様の地方最低賃金審議会の審議について記載がございます。

中央最低賃金審議会の目安小委員会の日程は第 4 回目が 7 月 29 日というところまで決定しています。

以上でございます。

会 長

ただ今の中央最低賃金審議会に関する説明について御意見、御質問はございませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは最後に、議題 6 「その他」に入ります。

ほかに予定された議事は特にありませんので、各委員から質問やご意見など、何かございましたらお願いしたいと思います。

【発言なし】

それでは、最後に事務局から何かありますか。

賃金室長

添付資料 9 以降についてご説明いたします。

資料 9 では、令和 7 年度の最低賃金に係る要請が 4 月 17 日に経済団体 4 団体よりなされております。64 ページ資料では 6 月 3 日に連合より厚生労働大臣あて要請がなされております。

資料 10 をご覧ください。

大分県が春と秋に実施している 500 社調査です。最低賃金に関しては 70 ページの「価格転嫁できた理由」の「賃上げや最低賃金の引き上げ等がある中、詳細な経費データを示して交渉した」という電気機械器具製造業の声がございます。

資料 11 をご覧ください。

大分県のお県への人口移動がどのような状況であるかの資料です。近年、地域最賃の金額審議の際に、お県への人口流出防止ということも一つの観点として審議の俎上にあがっていますので添付しております。

これは大分県が作成した大分県人口ビジョンという資料からの抜粋です。資料全体は量が多いので、お県への人口流出状況の部分抜き出しました。大分県人口ビジョンは 5 年に 1 回更新されており令和 7 年 3 月改訂が最新でしたので添付しております。

資料 12 は、財務省が賃上げ動向等について調査したものです。全国調査の結果が主です。

大分県については 82 ページのとおり、熊本、宮崎、鹿児島とともに九州財務局に含まれています。

最低賃金に関する内容としては、全国調査の結果として 86 ページの「2025 年度の賃金改定率に影響を与えた要素」の「最賃引き上げに連動したか」というレーダーチャートがございます。

また、九州の統計としては、95 ページのとおり、企業規模や年代別のこの 2 年間の賃金の伸び率などが示されているものです。この表の「九州」の欄に九州財務局の管轄として大分が含まれています。

続きまして、資料 13 は、3 月に公表されました日本商工会議所・東京商工会議所の中小企業の最低賃金の影響調査です。

令和 6 年度の最賃引上による影響と、最低賃金の政府目標についての今後の対応等についての調査となっています。

続きまして、資料 14 は、6 月発表の全国商工会連合会による小規模企業景気動向調査でございます。

続きまして、資料 15 は、日本商工会議所・東京商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査結果でございます。

資料 16 は、日本商工会議所の 6 月時点での早期景気観測です。

資料 17 は、経団連発表の今年の春季労使交渉・中小企業業種別回答状況です。

資料 18 は、全国中小企業団体中央会発表の 6 月の中小企業月次景況調査です。

資料 19 は、7 月 3 日に公表されました連合の今年度の春闘回答集計結果でございます。

また、資料ナンバーを付していない別配布資料としまして、市町村議会から提出された今年度の大分県最低賃金の改正等に関する意見書の写しを配布しております。

ほか、本日、労使委員にお配りしております「最低賃金決定要覧」については、今年度の審議会の参考にいただければと思います。

今後の審議日程ですが、第2回目の本審を8月1日（金）午後1時30分から開催します。続いて専門部会を開催する予定となっております。

開催のご連絡は、別途行わせていただきますが、日程の確保をよろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長

それでは、以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日の議事録確認委員は、労働者代表委員は藤本委員、使用者代表委員は藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。